

えび建網漁業の許可について

令和 7 年 9 月 1 日

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定及び香川県漁業調整規則（令和 2 年香川県規則第 61 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、同規則第 4 条第 1 項第 10 号で定めるえび建網漁業につき、その許可又は起業を認可すべき船舶の数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 えび建網漁業

（1）許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
えび建網漁業	別紙のとおり	9 月 15 日から 12 月 15 日まで	2	坂出市に漁業の根拠地を有する者

（2）許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 7 年 9 月 1 日～同年 9 月 7 日

（3）備考

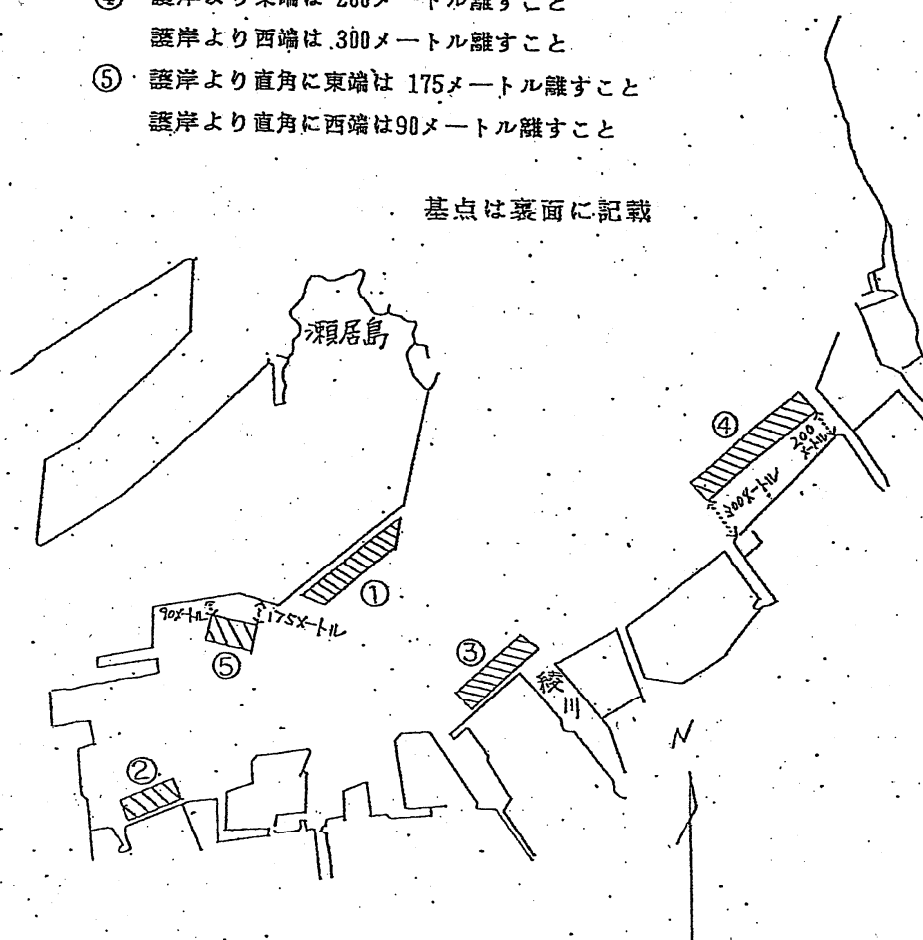
- ア この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和 7 年 12 月 15 日までとする。
- イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - （ア） クルマエビ以外の魚種を目的として操業してはならない。
 - （イ） 操業は、9 月 15 日から 10 月 14 日までは、午後 6 時から翌朝 2 時まで、10 月 15 日から 12 月 15 日までは、午後 5 時から翌朝 2 時までの間（投網揚網作業を含む）とする。
 - （ウ） 漁具の両端には灯浮標をかかげあわせて灯浮標には許可番号を記載すること。
 - （エ） 船舶の航行、停泊、けい留を妨げてはならない。
 - （オ） 港長の指示事項を厳守すること。
 - （カ） 港湾管理者の指示事項は厳守すること。
 - （キ） 地元組合の指示事項は厳守すること。
 - （ク） 関係漁業者との協定を厳守すること。
 - （ケ） 許可の内容及び上記の各項に違反した場合には、許可を取り消すものとする。
 - （コ） 公益又は漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。

別紙

操業区域

- ① 護岸より50メートル離すこと
- ② 護岸より15メートル離すこと
- ③ 護岸より15メートル離すこと
- ④ 護岸より東端は200メートル離すこと
護岸より西端は300メートル離すこと
- ⑤ 護岸より直角に東端は175メートル離すこと
護岸より直角に西端は90メートル離すこと

基点は裏面に記載



①漁場の位置

番ノ州地先

基点

番ノ州岸壁南東端角

- A 点 基点より118°9度の方角50mの地点
- B 点 A点より118°9度の方角230mの地点
- C 点 B点より230°度の方角650mの地点
- D 点 C点より292°2度の方角170mの地点

漁場の区域

点A、B、C、D、A、Dの4直線によって囲まれた海域

②漁場の位置

御供所漁港地先

基点

御供所漁港防波堤突端

- A 点 基点より3°3度の方角110mの地点
- B 点 A点より66°6度の方角390mの地点
- C 点 B点より155°5度の方角150mの地点
- D 点 C点より246°6度の方角390mの地点

漁場の区域

点A、B、C、D、A、Dの4直線によって囲まれた海域

⑤漁場の位置

番ノ州四電地先

基点

番ノ州岸壁南西端角

- A 点 基点より224°4度の方角180mの地点
- B 点 A点より192°2度の方角180mの地点
- C 点 B点より288°3度の方角350mの地点
- D 点 C点より112°2度の方角130mの地点

漁場の区域

点A、B、C、D、A、Dの4直線によって囲まれた海域

③漁場の位置

金山新塩田地先

基点

金山新塩田北東端

- A 点 基点より37°7度の方角230mの地点
- B 点 A点より315°5度の方角150mの地点
- C 点 B点より225°5度の方角600mの地点
- D 点 C点より135°5度の方角150mの地点

漁場の区域

点A、B、C、D、A、Dの4直線によって囲まれた海域

④漁場の位置

総社塩田地先

基点

総社塩田北東端

- A 点 基点より81°2度の方角230mの地点
- B 点 A点より315°5度の方角150mの地点
- C 点 B点より228°8度の方角1000mの地点
- D 点 C点より135°5度の方角150mの地点

漁場の区域

点A、B、C、D、A、Dの4直線によって囲まれた海域